

レンタル約款

第1条(総則)

本レンタル約款は、_____ (以下「甲」という。)と株式会社エコ・ワークス(以下「乙」という。)との間の水素水サーバー製品など(以下「レンタル製品」という。)の賃貸借契約(以下「レンタル契約」という。)について適用します。

第2条(レンタル製品)

乙は甲に対し、契約明細書(以下「明細書」という。)のレンタル製品をレンタルし、甲はこれを借り受けます。

第3条(レンタル期間、期間の延長)

1. レンタル期間は、明細書記載のとおりとします。
2. レンタル期間の満期において、甲、乙どちらかからも別段の申し入れがない場合、レンタル期間は1年の単位で自動延長されるものとします。

第4条(レンタル料金)

1. 甲は明細書記載のレンタル料金を明細書記載の支払方法に従い乙に支払います。
2. レンタル料金は原則として1ヶ月単位とし、レンタル期間に1ヶ月に満たない端数がある場合も日割り計算はしないものとします。

第5条(レンタル製品の引渡し及び担保責任)

1. レンタル製品の引渡しは、明細書記載の設置場所において行い、甲は、当該製品について検査したうえ、乙に対し、「レンタル製品 納品・変更・受領・返却確認書」を交付するものとします。
2. 甲が乙に対し、製品の引渡しを受けた後72時間以内にレンタル製品の性能の欠陥に関して書面による通知をなさなかった場合は、製品は通常の性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとします。
3. 乙は甲に対し、引渡し時において製品が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル製品の商品性または甲の使用目的への適合性その他については担保しません。

第6条(レンタル製品の引渡し及び返還に関する費用)

レンタル製品の引渡しに関わる運送費及び返還に関わる運送費は乙の負担とします。設置・撤去に関わる費用は甲の負担とします。

第7条(担保責任の範囲)

1. レンタル期間中、甲の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、レンタル製品が正常に動作しない場合は、速やかにレンタル製品を修理または取り換えるものとします。
2. 乙は、製品が正常に動作しないことに関しては、前項に定める以外、一切の責を負わないものとします。

第8条(レンタル製品の使用保管)

1. 甲はレンタル製品を善良な管理者の注意をもって取扱説明書に基づいてメンテナンスを実施、使用、保管します。また、甲は、以下に定める行為を行うことはできません。
 - ①レンタル製品をその本来の使用目的以外の用に供すること。

- ② レンタル製品に張付された乙の所有権を明示する標識、調整済の標識を除去し、または汚損すること。
 - ③ レンタル製品について質権、抵当権及び譲渡権その他乙の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
 - ④ レンタル製品を分解、修理、調整、他製品と付着すること。または製品の一部除去、取り替え、改造、加工等、レンタル製品の引渡し時の現状を変更すること。
 - ⑤ レンタル製品の引渡し時の初期設定データを変更すること。
2. 甲は事前に乙の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
- ① レンタル製品を乙がレンタル申込時承諾した設置場所もしくは使用場所以外に移動すること。
 - ② レンタル製品を第三者に転貸すること。
3. 甲は、レンタル製品について強制執行その他法律的・事実的権利侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じた時は、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。
4. 乙の責に帰すべき場合を除き、レンタル製品自体及びその使用によって第三者に与えた損害については、その一切を甲が負担し、乙はその責を負わないものとします。

第9条（レンタル製品の滅失、毀損）

1. レンタル製品の設置日からその返還までに盗難、火災、風水災、地震その他甲及び乙のいずれの責にも帰さない事由により生じたレンタルの滅失、毀損その他一切の危険は全て甲の負担とします。
2. 甲の責に帰すべき理由によりレンタル製品を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）した場合、甲は乙に対して、代替製品（新品）の購入代価相当額を損害賠償金として支払うものとします。

第10条（レンタル製品の海外持ち出し禁止）

甲はレンタル製品を日本国内においてのみ使用するものとします。

第11条（レンタル製品の保険）

1. 乙は、レンタル製品に関し、乙を保険契約者及び保険金受取人とする動産総合保険を付保することができます。なおその保険料は乙の負担とします。
2. レンタル製品に保険事故が発生した場合、甲は乙に対して直ちにその旨を通知するとともに、乙の保険金受領手続に必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。
3. 甲が前項の義務を履行し、乙が保険金を受領した場合、乙は甲に対して第9条の債務についてその受領保険金額相当を免除します。
4. 甲が第2項の通知義務、交付義務を怠り、または製品の滅失、毀損について故意または重大な過失がある場合は、動産総合保険は適用されません。

第12条（甲からの解約及び違約金）

1. 契約後、1年未満に解約する場合、甲は乙に対し解約違約金 18,000 円（税抜）を支払うものとします。
2. 甲は乙に対し、1ヶ月以前に文書にて解約を申し入れることによって、レンタル契約を解約することができます。なお解約となる場合、返還に関わる運送費は乙の負担とし、撤去に関わる費用は甲の負担とします。甲は乙に対し、撤去に関わる費用として 15,000 円（税抜）を支払うものとします。

第13条（レンタル契約の解除）

1. 甲が次の各号のひとつに該当した場合、乙は催告をしないでレンタル契約を解除することができます。

この場合、甲は乙に対し、未払いのレンタル料金その他の金銭債務全額を直ちに支払うものとし、乙に損害が発生した場合には甲はこれを賠償するものとします。

- ①甲がレンタル料金の支払いを1回以上遅延したとき。
- ②甲が支払いを停止し、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③甲が保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社更生、会社整理等の申し立てを受けたとき、もしくは、その申し立てをしたとき。
- ④甲が事業の休廃止をし、または解散したとき。
- ⑤甲が経営不振であり、または経営の継続が困難であると乙が認めたとき。
- ⑥甲がレンタル契約の各条項に違反したとき、またはレンタル契約以外の乙との契約において違反がある場合。

第14条（反社会的勢力との取引排除）

1.甲は、乙に対し、次の各号について表明し、保証するものとする。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、暴力団の構成員・関係者、総会屋、その他の反社会的勢力を総称していう。

- ①自己または自己の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力でないこと。
- ②自己または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ③自己または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと。
- ④自己または自己の役員等が、反社会的勢力に対して貸金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと。
- ⑤自らまたは第三者を利用して、乙および乙の関係者に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いる行為、乙および乙の関係先等の名誉や信用を毀損する行為を行わないこと。また、乙および乙の関係先等の業務を妨害しないこと。

2.乙は、甲が前項各号のいずれかに違反する場合には、甲に対して何らの損害賠償責任を負うことなく本件契約を催告なく直ちに解除することができる。

3.乙は、甲に対し、前項の解除によって被った損害の賠償を求めることができる。

第15条（レンタル製品の返還及び返還遅延の損害金）

- 1.レンタル期間の満了、解約、解除、その他の事由によりレンタル契約が終了した場合、甲はレンタル製品を納品時の状態で乙に対し、直ちに返還することとします。返還に関わる運送費は乙の負担とします。
- 2.甲が自己の責任による事由に基づき、レンタル製品を返還しないとき（滅失を含む）、あるいは毀損または汚損（期間相応の消耗及び汚損は除く）したレンタル製品を返還したとき、甲は乙に対して、レンタル物件についての損害賠償として第9条に定める額を支払うものとします。
- 3.甲が第1項の義務の履行を怠った場合、甲は乙に対し、レンタル期間の終了日の翌日からのレンタル製品の返還日までレンタル料金相当額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、最低単位を1ヶ月分とし、遅延が1ヶ月に満たない期間であっても、1ヶ月相当額の損害金が発生するものとします。

第16条（遅延損害金）

甲がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 17 条（消費税の負担）

レンタル料等に関する消費税率が改正された場合には、甲は、改正税率実施日以降、改正税率に基づく消費税を支払うものとします。

第 18 条（協議解決）

本約款に定めのない事項及び疑義が生じた場合、誠意を以って協議し円満に解決するものとします。

第 19 条（裁判管轄）

本レンタル契約について、甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

改定日 令和 7 年 7 月 1 日